

## 第2回奈良県住宅宿泊事業法施行への対応検討会議 議事録

日 時：平成30年1月30日（火） 15：30～16：30

場 所：ホテル日航奈良 羽衣

出席者：足立委員、伊藤委員、植野委員、小西委員、杉本委員、中本委員、箸尾委員、  
森川委員、荒井委員、一松委員

欠席者：本保委員、松井委員

【議 事】 奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（案）等について

【配布資料】 資料1 「（仮）奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例骨子案」に対する意見

資料2 （仮称）奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例骨子案

資料3 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業等関係行政事務処理に関する協議について

資料4 奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（案）

資料5 奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則骨子案等について

【参考資料】

- ・住宅宿泊事業法
- ・住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令
- ・住宅宿泊事業法施行令
- ・住宅宿泊事業法施行規則
- ・厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則
- ・国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則
- ・ガイドライン

## 【委員意見】＜要旨＞

- 条例案は、実施制限の適用除外を幅広く設けていて、基準も外形的に明確である。規制と振興の両方をバランス良くしている印象がある。
- いくらすぐれた条例を作っても、しっかりとした指導監督体制がないと絵に描いた餅になってしまうため、指導監督体制を築いていくことが大切である。
- 旅館業と住宅宿泊事業とのバランスの観点から旅館業法上の条例規制もまた見直していくということが重要かと思う。
- パブリックコメントの意見として明日香村に関するものが多かったのは、村全体が制限区域としてなっているためと考えられるが、明日香村で既に実施している体験型のホームステイは原案では制限の適用除外の一つに該当するため、応援している内容になると思う。
- 実施制限の適用除外要件の一つである家主不在型の場合、管理者が片道2 km以内に常駐というのは過疎地域では厳しいので地域に合わせた運用をしていただきたい。
- この条例では、家主不在型の適用除外要件として、外形的にどの範囲か明確に示さないといけないと考えている。30分以内に駆けつけるために様々な交通手段が考えられるが、徒歩であっても駆けつけられるということが求められると考えられるので、2 kmという距離を示している。
- 今後しっかりと状況を把握していくことが大切。奈良市と共同しより良い民泊サービスが提供される地域としていきたいと思う。
- 全国の地域について、全く同じ状況ではないので、地域の特性・実情に応じた形で事業を進捗していけば良いと考える。法でも3年後にまた見直しもされることが示されているので、実際に進めながら住民と観光客にとって良い地域にしていくことができれば良いと思う。